

任意継続組合員を希望される方へ

任意継続組合員の 事前受付を行います！



3月31日退職の方
が対象です！

平成29年3月31日付で退職する方で、**再就職等をせずに、「公立学校共済組合の任意継続組合員」の加入を希望する方**を対象に、以下のとおり事前受付を行います。**加入を希望する方は、所属所の事務担当者に申し出てください。**

事前受付で申出をされた方は、任意継続組合員証・被扶養者証を3月中に所属所に送付しますので、4月1日からお使いいただけます。年度当初は窓口が大変混み合いますので、事前受付での申出をおすすめします。

受付期間

平成29年
2月1日(水)から
2月15日(水)
資格担当到着分まで

受付方法

申出書は、交換便又は
郵送のみで受け付けます。
**申出書には所属所長印が
あることを確認してください。**

書類送付先

〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1
教育庁福利厚生部
給付貸付課資格担当

- ◆ 詳細については、1月中旬に所属所長(学校長)宛てに通知します。
- ◆ 退職後、**再任用フルタイム勤務**をする方は、引き続き公立学校共済組合の組合員となりますので**申出の必要はありません。**

■ 任意継続組合員とは？

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった方が、任意継続組合員となることを申し出て、掛金を毎月負担することによって、退職後2年間、在職中とほぼ同様の給付等が受けられる制度です。



申出ができない方

次に該当する方は任意継続組合員の申出を行うことができません。

- 再任用フルタイム勤務で働かれる方
- 再任用短時間勤務、再雇用、非常勤教員で働かれる方、民間会社等に再就職をする方で、**就職先の健康保険に加入される方**
- 家族の健康保険の被扶養者になる方
- 退職日の前日において、組合員期間が1年未満の方



- ◆ 上記の受付期間(事前受付)に申出をしなかった場合は、下記の期間に都庁に来庁して手続きを行っていただく必要があります。**(交換便・郵送では受付できません)**

平成29年4月3日(月)から平成29年4月19日(水)まで(土・日を除く)

※任意継続組合員の申出は、退職日から20日以内に行ってください。退職後20日を過ぎますと受付できませんので、ご注意ください。

問合せ先 給付貸付課資格担当 ☎ 03-5320-6826